

黎明期労働者階級の教育批判・要求と 公教育費認識

——教育行政研究の一方法——

黒 崎 獻

目 次

I 問題の所在	
II 公教育要求の成立	
1 社会民主党宣言と教育をうける権利	
2 教育の商品性と無償教育	
3 自己形成と公教育	
III 公教育の否定	
1 国家による国民教育の批判	
2 教育費と公教育の構想	
IV 公教育要求の展開	
1 政事教育と普通教育	
2 国民普通教育と社会改革	

I 問題の所在

自由民権運動と対抗しながら形成されていった日本における国民教育制度は、いうまでもなく、上からの（国家による）資本主義の移植、成立を目的としていた。したがって、資本主義的諸関係の成立とともに、国民教育制度は社会的にも定着したものになる。日本資本主義の一応の確立期とみられる日清・日露戦争を境にした時期に初等教育の就学率が90%台に達したという周知の事実は、このことを端的な形で物語るものであった。こうした国家による国民教育制度の本格的な拡充、整備が、日本における産業資本の確立と帝国主義への移行という過程に照應したものであったとすれば、これと対抗し、異質の教育理念を組織する運動主体として、なによりも労働者階級に注目しなければならない。

日本の労働組合運動は明治30年7月の労働組合期成会の結成と、これを母体としてつくられた鉄工組合、日鉄矯正会、活版工組合によってはじめられた。それは争議回避、労資協調を力説する穩健な労働組合主義によるものであったが、労働者の生活改善、社会的地位の向上、

労働者保護法の制定、普通選挙制度の実施などの要求を掲げ、急速に労働者の中に組織をひろげていった。明治政府は、こうした階級的勢力としての労働運動の登場に対して、明治33年治安警察法によって圧迫を加えた。それはまた、労働組合運動の政治運動への転換をもたらし、明治34年5月には社会民主党が日本における最初の社会主義政党として誕生する。しかし、治安警察法は初期の労働組合運動を壊滅的状況に追いこんでいった。労働組合の擁護のための執拗な努力はつづけられたが、徹底した政治的抑圧によって、労働組合運動と、それを引き継いで普通選挙法の実施や改良主義的な要求をかかげた初期の社会主義運動は、次第に非合法的な実力行動へと推移していった。そして、それは日露戦争に際しての反戦平和の闘いなどの貴重な遺産をのこしつつ、やがて片山潜らの「議会政策派」と幸徳秋水らの「直接行動派」とに分裂していった。

こうした黎明期の労働者階級による教育論（教育の発想）は、ふつう社会民主党宣言⁽¹⁾の無償教育の要求と週刊『平民新聞』の石川三四郎の論説「小学教師に告ぐ」⁽²⁾にみられる国民教育の現状に対する批判の二つに典型化されている。それは今日では、日本の教育運動の民主的伝統の歴史の上で確定的な位置を占めているようみえる。その場合、この二つの典型的な教育認識は次のように相互補完的に把握され、評価されている。

「日本の労働者階級は、1900年代の当初（1901～05年）に『教育勅語』的臣民教育を意味する『国民教育』とはまったく異質な意味での国民教育の実現を要求し、さらには、教育の階級性をとするべく批判する力量をあらわした。前者は『社会民主党宣言』のなかに、後者は当時の『労働世界』や週刊『平民新聞』にみられた。……（社会民主党宣言のなかの）国民教育は、当時の社会主義者たちが国家権力に対抗して、日本人民のためにうちだした下からの教育要求であつ

た。……天皇制下の国家教育の基本的性格は労働運動の発展のなかで階級的に分析された。その典型的なあらわれは石川三四郎の論説『小学教師に告ぐ』にみられる」「石川のこの国家教育の分析と教師論との鋭さは、日本人民が国際的に誇りとするに足るものであった」。⁽³⁾

ここでは、公教育への要求と国民教育の現状批判とが前者を社会民主党宣言に、後者を論説「小学教師に告ぐ」にという形で切り離されてとらえられているが、その両者が、時期も主体も異にしているという歴史的事実は、とりたてては問題にされていない。しかし、そもそも深化した現状批判を媒介としない教育要求というものが、科学的なものとして存在しうるのであろうか。同時にまた、自らの要求を組織化し、その実現の展望の究明を欠落させた批判の「鋭さ」とは一体どのようなものであろうか⁽⁴⁾。すなわち、教育批判と教育要求とは、本来一つのものとして把握されなければならないのではないだろうか⁽⁵⁾。そしてまさにそうであるからこそ、この二つの教育論は今日の民主教育史論の中で相互補完的に説明されているのであろう。しかし、もしそうであるならば、教育要求と教育批判とが別々の教育論に分離して典型化されていること自体が検討の対象でなければならなかつたのではないだろうか。

これは、今日の時点ではじめて直感される観点ではなかった。すでに周知のように、この明治後期の労働者階級の運動の中では、議会政策派と直接行動派と呼びならわされている二つの基本的な運動路線の対立が顕在化していた。明治40年2月の第2回日本社会党大会における田添鉄二と幸徳秋水の討論は有名である。それは、その時点での社会主义運動の方針をめぐる根本的な意見の対立であったが、同時に、そこには労働者階級の教育とひいては、そうした労働者階級の教育との関連での国民教育に対する異質な発想が存在していたと思われる⁽⁶⁾。そして、議会政策派と直接行動派の理論とプログラムとが、明治社会主义運動のそれなりの到達点であったのと同じように、そこでの教育の認識、教育に対する異質の発想も、当然、社会民主党宣言及び石川三四郎の論説などをそれなりに「前提」としていたはずであった。したがって、この今日の民主教育史論の中で確定的な位置を占めているようにみえるこの二つの典型的な教育認識は、日本の黎明期の労働者階級の教育認識の発展、展開の過程に即して、一度は相対化され、この運動の「到達」点に、論争点として未解決のままあらわれた課題に照らして、この時期の可能性にもとづいて、統一的な認識・理論として把握されなおされなければならないと言

えよう。

＜注＞

- (1) 明治34年5月20日『労働世界』第7号に発表された。
- (2) 明治37年11月6日、週刊『平民新聞』第52号。
- (3) 矢川徳光「民主教育の諸問題」、『講座現代日本とマルクス主義』第4巻、228頁以下。
- (4) 五十嵐頤編『レーニン教育論』の解説(275頁)は興味深い。
- (5) 東大教育学部教育行政研究室『教育内容組織論と「自主編成』の序論(拙稿)参照。
- (6) 坂元忠芳・柿沼肇編『社会運動と教育』の解説参照。

II 公教育要求の成立

1 社会民主党宣言と教育をうける権利

日本の労働者階級による権利としての教育の思想に基づく最初の公教育への要求は、『労働世界』第九号に掲載された「主張」の中に見い出すことができる。

「吾人は主張す教育なる者は社会的の者なり普及的の者なり、貧富貴賤を問はず苟くも生命を文明世界に受けたる者何人と誰も先天的に教育を受くべき権利を有す教育は文明社会の賜なり、人類社会の公有物なり、何人と誰も之を私すべからず、去れば教育は一個の國家事業として国家自ら之に経費を負担し公立学校を設立して以て一般国民を教育するの義務あるなり」⁽¹⁾

ここには、労働者階級による権利としての教育の発想の内実が集約的に表現されているといえよう。自由民権運動が教育を人民にとって権利の実現の不可欠の過程とし、教育を社会的公共的に組織化しようとしたことは明らかだが、自生的なブルジョア的発展を基盤としたこの運動の中では、教育の権利の問題は国家に対抗して自らを形成する自由という点に力点がわかっていた。そして、自由民権運動は、自生的なブルジョア的発展を支えていた農村の胚芽的利潤が國家の手によって収奪されることによって、いわゆる「自由教育」の展望が現実性を失った後、教育を人民の権利として実現する方法について明確な展望をもつことはできなかった⁽²⁾。こうした国民教育制度の成立の歴史的過程の文脈の中に位置づけた場合、この『労働世界』の主張は、「生存権的な基本的人権」⁽³⁾としての公教育への要求の最初のものであったといえた。そして、この労働者階級による権利としての教育の主張は、教育を普及的なものとしてとらえ、教育を社会的公共的に組織化することを内容としていた。それは、労働者階級にとって、権利としての教育は、それが具体的に社会的公共的に組織化されることによってはじめて現実に手にいれることのできるものにな

るということを意味するものであったといえよう。言いかえれば、労働者階級による権利としての教育の主張は、単に教育における権利の確認（宣言）にとどまらず、教育をどのように社会的公共的に組織化するか、という公教育の構想の提起へ発展する契機を常に含んでいたということであった。

こうした公教育の構想としての体系的な教育要求の提起は、まず社会民主党宣言の中で行なわれた。

「我党は左に掲ぐる理想に向って着々進まんことを期す。」

- 1 人種の差別政治の異同に拘らず、人類は皆同胞たりとの主義を拡張すること。
- 2 万国の平和を來す為には先づ軍備を全廃すること。
- 3 階級制度を全廃すること。
- 4 生産機関として必要な土地及資本を悉く公有すること。
- 5 鉄道、船舶、運河、橋梁の如き交通機関は悉くこれを公有とすること。
- 6 財富の分配を公平にすること。
- 7 人民をして平等に政権を得せしむること。
- 8 人民をして平等に教育を受けしむる為に、国家は全く教育の費用を負担すべきこと。

是れ我党の理想とする処なれども、今日これを実行するの難きは素より論を待たず。故に我党は左の如き綱領を定めて実際的運動を試みんことを期す。

（略）

- 9 高等小学を終るまでを義務教育年限とし、月謝を全廃し、公費を以て教科書を供給すること」
- この宣言が「貧富の懸隔の因て生ずる所多く此二点（教育と生活——引用者）に存する」が故に「生活と教育とを勉めて公平にせん」ことを主張していることをみるならば、これは、「労働者階級の現実からの解放を土台とした教育要求」の体系的な提起であったといえるであろう。しかし、冒頭に述べたような課題意識からするならば、今、ここで検討しなければならないのは、この体系的な教育要求における教育批判の質と公教育への期待の内容についてである。端的にいえば、この宣言は現実に存在している教育の質についても、また、実現されるべき教育の質についても直接には問題にはしていない。この点について矢川徳光氏は「国民教育が『階級制度を全廃すべき』こと、『軍隊主義』に『極力反対』すべきこと、ならびに、『軍備を縮少して漸次全滅に至らしめんこと』とあわせて要求されている。当時の日本の労働者階級がかかげた綱領的諸要求のこういう

構造のなかに位置づけられているこの国民教育」⁽⁴⁾と述べて、そこには実現されている教育の質の批判（「教育の階級性の批判」と、実現されるべ教育の「方向」とが示されているとしている。しかし、矢川氏が示している事実そのものからは、社会民主党の創始者達自身が「綱領的諸要求の構造のなかに位置づけられた国民教育」という認識をもち、その意義について自覺的であったという直接的根拠は見い出しえない。歴史的研究によって、その時代の認識を越え、そのことを通して今日の理論に新たな内容をつけ加えるためには、教育要求が他の綱領的諸要求の一環に位置して表現されていたという事実を指摘するだけでは十分ではない。教育要求を中心としてそれらの諸要求の内的関連性そのものが理論的に再把握されるのでなければ、ここでいわれている「綱領的諸要求の構造のなかに位置づけられた国民教育」という事実もその意義を把握されたことにはならないであろう。このように考えた場合、社会民主党宣言或いは『労働世界』における国民教育の現状批判が、「富者の子弟は皆学校に通ふことを得れとも貧者の子弟は然らず否一般平民の子弟は然らず」⁽⁵⁾という、専ら教育における不平等を批判するというものであったということは、軽視すべきではないことのように思える。

＜注＞

- (1) 「富者の教育上の圧制」、『労働世界』第9号、明治31年4月1日。
- (2) 拙稿『『公』教育費の成立と自由・干渉教育論争』、『現代歴史学と教科書裁判』参照。
- (3) 海老原治善『現代日本教育政策史』260頁。
- (4) 矢川徳光、前掲論文。
- (5) 前掲「富者の教育上の圧制」。

2 教育の商品性と無償教育

しかし、社会民主党宣言や『労働世界』の主張は、教育を人間の成長・発達の単なる一般的な条件として把握していたわけではなかった。これらの要求や主張が、実現されるべき教育の質について、或いはまた、現実に存在している教育の質について、一切問題にしていなかつたというのは事実に反する。教育の現状を不平等の観点から批判し、平等の教育の機会を要求していたという事自体、すでにその中に、教育の質に対する現状批判と将来展望とがこめられていたというべきであろう。そのような教育認識（教育の質についての認識）は、教育費の問題についての論究の中で最も明確な姿をとって表現されていたのである。

この時期の労働者階級の運動の中で提起された教育費に関する論究の代表的なものは、『労働世界』に掲載さ

れた白熊生「社会主義者の教育論」であった。白熊生とは西川光次郎のことである。そこでは現状における国民教育の支配的性質が「教育の商品的性質」として、鋭く批判されていたのである。

「噫、美術、詩、小説、及音楽等さへも、一商品たらしめて平然たる、今の社会、今の教育に、不満足を抱ける人々よ、単に之を人間堕落の、結果なりと思はず、之れ黄金万能力の到す所なるを熟考して、請ふ社会主義にあらずんば、教育の目的を神聖ならしむる能はざることに注意せよ」⁽¹⁾

すでに述べた労働者階級の公費による教育の要求は、まさにこうした教育の現状に対する批判であり、またその解決策として主張されたものであった。社会民主党宣言は、さきの要求の理由を次のように説明している。

「若し吾人の理想を言はんか、義務教育の年限を少くとも満20歳までとなし、全く公費を以て学令の青年を教育するに在り。然れども是れ現社会制度の下には到底実行すべからざるものなるを以て、我党は高等小学卒業までを以て義務教育年限となし、無月謝制度を取り且つ公費を以て教科書を与ふることとしたり。教育は人生活動の泉源にして、国民たるものは誰にても之を受くるの権利を有するものなれば、社会が公費を以て国民教育を為すは真に当然の事なりといふべし」

また、『労働世界』第9号の主張も、自らの公費教育の要求の意味を次のように述べていたのである。

「富者が富者の子弟を教育する為に贅沢なる学校を設けんと欲せば自ら多額の授業料を出して如何程にても立派に遣って行くことが出来る、亦何ぞ人民の膏血を絞りたる公費を使用するを要せんや、之に反して完全なる学校を維持する丈けの授業料を支払ふの資金なき子弟の為めにこそ公費を以て補助する公立学校の必要あるなれ」

労働者階級の公費による無償教育の要求は、ここに明瞭に表われているように、単に教育費を教育の一般的な条件の問題とみなしていたということを示すものではなかったのである。それは労働者、人民の子弟を教育の機会から遠ざけている閑門ともいべき「個別分散的」⁽²⁾な教育費の負担という事実が、そうした教育費のあり方によって維持される教育の内容に否応なしに商品的性質を附与するという洞察と批判とともにとづいたものであった。それは今日の代表的な教育費論によって主要な課題とされてきた「公教育費の資本主義社会における体制的性質の究明」⁽³⁾に応えうるものとされへいたであろう。そして、労働者階級の要求する無償教育の実現による公共の手による教育費の保障は、「単に生活の道を

得ること」という目的から教育を解放し、「神聖」な教育を実現する途であったと認識されているのである。やや結論的にいえば、そこでは、無償教育の主張は「神聖」な教育という（ブルジョア的教育に対立する）特定の教育の性質の実現という要求の表現であり、その不可欠の条件であったのである。

ところで、こうした国民教育の現状批判と無償教育の要求は、「国家による国民の教育」という観点を自らの批判の視野にいれてはいなかった。国民教育の現状批判として展開された教育の階級性に対する批判も、「かみ合い主義の社会」において教育が否応なくもたざるをえない性質として批判されており、国家によって国民の教育が組織され、國家が国民の教師として目的意識的に教育（化）活動を行っているという点を、まだ問題にしてはいなかった。そのことは、特に、ここで展開された公費による教育の正当性についての主張を検討すれば明瞭である。

『労働世界』は先の主張の三ヶ月後に、無償教育を主張して次のように述べている。

「小学校教育は国家的根本の教育なり國民として必ず之れなかるべからざるの教育なり比教育に対して授業料を徴収す蓋し教育制度根本の趣旨に違へり、是を以て英國にても仏國にても独逸にても早くより小学校教育を自由（無料ないし無償の意味——引用者）となししなり、1871年の役普軍は仏國巴里を陥れ城下の盟を為さしむるやビスマルクは書を本国の小学校教員に送って曰く比戰勝は軍人の功に非ず真に小学教員の功なりと」⁽⁴⁾

ここではプロシアの例を引きながら、公費の支出に値する教育の社会的有用性が説かれている。しかし、その内容は、後に平民社の活動に代表される教育批判のなかで「（戦捷は教育の賜であるといふ）讃辞や桂冠を戴くを欲しない否載かねばならぬことを遺憾に思ふ、恥しく思ふ」⁽⁵⁾と否定されたものであり、その限りでは社会運動の発想としては否定されるべきものであった。公費に値する教育の社会的有用性が、ここでは国家的有用性との区別を見失い、混同されていた。それは、公費による平等の教育と国家による強制教育との明瞭な区別を見失ったものであった。そこでは「教育なる者は社会的の者なり普及的の者なり」「何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す」という立場から国家に課していた「一般国民を教育するの義務」は、「国家的根本の教育」に対する国民の「義務」にまですりかわりうるものになっていた。

こうして社会民主党宣言の中で要求されていた「平等

の教育」は、その実現の展望を具体的示すものではなかった。そこで無償教育、公費による教育の主張は、教育費が公共的なものであるべきことの歴史的な必然性と正当性の自覚的な根拠を教育費自体の中に見つけだしてはいなかった。その主張は、現存の社会諸関係、とりわけ敵対的な性質をもつ国家権力の下で如何なる意味で「平等の教育」の実現の可能性がひらかれてくるのかという問題を解決してはいなかった。教育の存在が社会諸関係と密接なつながりをもち、したがって「平等の教育」の実現も社会の改革を必要としているとする社会運動の認識にもとづくならば、新しい社会での「平等の教育」の実現の可能性の究明は、同時併行的に、今日の社会の改革とその運動にとって有している教育の固有の意義の追求という、極めて具体的な、現実的な問題にならざるをえないはずであった。すなわち、「平等の教育」という目的は、理想として高く掲げられると同時に、その完全な実現を可能にする社会への改革の運動にとって有すべき固有の意義をも把握されることによって、はじめて宣言だけにとどまらない具体的な目的となり、その実現構想、計画が具体的な課題となるといえよう。

国民教育の現状批判において「国家による国民教育」という観点をもつことのなかった社会民主党宣言は、こうした課題を自らのものとすることは未だできなかつた。公費による平等の教育の主張が教育の国家的・社会的有用性から唱えられたという事実がそのことを明らかにしている。国民教育の否定的状況に対する批判が資本主義的社会の下での客観的に必然的なものとだけ認識され、その教育が国家によって、そのような性質のものとして目的意識的に組織化されているという観点をもつことがなかったということによって、逆にその教育要求もまた、社会を自らの実践によって変革する過程における教育の意義を目的的に位置づけることができなかつたともいえよう。

<注>

- (1) 白熊生「社会主義者の教育論」、『社会主義』第7年第17号、明治36年8月3日。
- (2) 五十嵐頤「教育を受ける権利と公教育費、および教育費」、『教育』第258号、20頁。「個人的分散的」を改めた。
- (3) 五十嵐頤、前掲論文。
- (4) 「第二の維新=新新政」、『労働世界』第16号、明治31年7月15日。
- (5) 無価珍子「戦争に対する教育者の態度」、週刊『平民新聞』第52号、明治37年11月6日。

3 自己形成と公教育

しかし、もとより社会民主党宣言は、それが、現実からの解放を土台とした、組織された労働者階級の要求と

して提起されたという事実において、公教育構想の形成と実現の上で重要な意義をもっていた。とりわけ普通選挙との関係で「人民」の教育の必要性を認識し、それを「彼等（労働者及び小作人——引用者）が自由に団結し得るの法律を定めんことを望む」「彼等はこれに依りて自治の精神を養ふのみならず、幾多の教育と訓練を受けるを得べし」と要求していたことは注目に値いしよう。ここでは、まだ「人民」の政治教育と公教育とが何等かの意味で自覚的に連関づけられているわけではない。しかし、「子たるもの」の教育における平等な機会（公教育）の主張と「人民」の教育についての自治的活動の権利（自己形成）の主張の、この段階での共存は、その後の「理論」の展開における両者の連関（総合）への展望を与えるものであった。

いずれにしても、教育要求が現状の必要性から主張されるだけではなく、その実現の可能性が現実の社会諸関係の分析にもとづいて科学的な認識として構想されるためには、国民教育の否定的状況に対する批判的洞察を媒介にしないわけにはいかないであろう。本稿の検討もまた、国民教育批判の認識の問題にすすまなければならぬ。

III 公教育の否定

1 国家による国民教育の批判

その機關紙に見る限り、黎明期の労働者階級の運動における国民教育（存在する公教育）の質に対する批判は、まず次のようなものとして提起された。

「其一部（国家予算の一部——引用者）は教育費に消費され居るも、コレさへ労働者の為めにはならざるなり、何んとなれば今の学校の多くは労働者の子弟の入る能はざる学校なるを以て、又今の学校は悉く之れ忠君愛國の中毒者及野心家の製造所にして、忠君愛國の中毒者及野心家は或は国の為めに或は野心の為めに労働者を犠牲とすることを少しも躊躇せざるものなるを以て。」⁽¹⁾

ここではまだ「労働者の子弟」を「忠君愛國の中毒者及野心家」に「製造」するものとして国民教育の質が批判されたのではなかった。

さらに平民社を中心とした活動の中で、こうした国民教育の批判は日露戦争に対する反戦平和の立場からの軍国主義教育批判、国家道徳の強制に対する批判として集中的におこなわれた。幸徳秋水の「戦争と小学児童」⁽²⁾はそうした批判の代表的なものの一つであった。また、

日露開戦の年の1月、『労働世界』に掲載された小評論「鸚鵡と学校教師」⁽³⁾はそうした国家道徳の強制としての国民教育における教師の地位について「此の社会制度の続く限りは、学校で児童に教へるものは、貴族や資本家を是認する事丈けに過ぎざるを以て、ツマリ学校教師は鸚鵡を捨へる者なり。」「此の社会制度の続く限りは、教師と云ふ神聖の職もツマラヌもの」と論じたのであった。

石川三四郎の論説（「小学教師に告ぐ」）は、こうした国民教育批判の系譜の中に存在していた。そこで教育批判の特徴は、存在する教育の質の反「人民」的性質を指摘したにとどまらず、「人民の教育」と「国家強制の教育」とを対置し、それを資本主義国家においては本質的に矛盾するものとしてとらえたところにある。しかし、そこにおける「人民の教育」の主張は、具体的な公教育に新たな意義を見い出そうとする構想の追求ではなかった。つまり、「国家強制の教育」に対置される「人民の教育」は、ここでは明快に、如何なる意味でも「此〇〇（国家——引用者）てふ私欲野望を基礎とする団体を脱して、博愛平等の上に建立せる世界的一社会に入ら」なければ実現しないものとされていた。したがってこの論説は存在している国民教育を「國家の為めに其人民を教育せんとするも、人類として之を教育をせんと欲せず」「小なる〇〇（忠孝——引用者）道徳を教へしめて大なる博愛道徳を斥く」「人類を完全ならしめるが為めに非ずして、之を不具ならしめるが為めに存する」ものとして、その「人民」にとっての存在意義を認めず、そこにおける教師の役割も「其矛盾多くして且つ無意味」であると指摘し、であればこそ、「速かに我が社会主义運動に投ぜよ、是れ實に諸君が其教場に鞭を執るの前に於て、先づ當に為すべき眞の使命に非ずや」と呼びかけたのであった。

こうして論説「小学教師に告ぐ」に至る国民教育批判は、労働者の手のとどかない教育の特權的性質に対する批判から、人民に対する国家道徳による教化の批判にまで深化し、同時にそうであるからこそ一層「眞に人の教育」は「此の社会を改造」しなければ到底実現せず、逆にこの社会における国民教育は「人民」にとって存在意義をもち得ないとするものであった。すなわち「国際的に誇るに足るもの」とすらされていることでの教育批判は、反面、「教育の目標を現実をこえたところ」⁽⁴⁾に設定するものであり「理論」的には公教育の否定を意味していたのであった。それは「最初の国家機構における教育分析」⁽⁵⁾と評される直接行動派の認識において次のように定式化されたともいえるであろう。

「足下（天皇——引用者）ハ……其機關トシテ政府ヲ作り法律ヲ発シ、軍隊ヲ集メ、警察ヲ組織シ、而シテ他ノ一方ニハ人民ヲシテ足下ニ従順ナラシメンガタメニ奴隸道徳、即チ、忠君愛國ヲ土台トセル教育ヲ以テス。マタツトメタリト云フベシ」⁽⁶⁾

こうした公教育の否定にまで帰着する教育批判において公教育の構想（展望）があり得るとすれば、それは改革された社会における構想としてであろう。そうである以上、この段階ではその科学性（歴史における必然的なものとしての実現可能性）の究明は厳密な意味では追求する必要のないものとされていたと考えられる。事実、幸徳秋水はもとより、「人民の教育」を主張した石川三四郎も実現されるべき「人民の教育」の具体的な内容については何の論究も行なわなかったのである。

<注>

- (1) 「租税と労働者」、『労働世界』第6年第17号、明治35年10月3日。
- (2) 明治37年3月20日、週刊『平民新聞』第19号に掲載。
- (3) 明治37年1月、第7年第1号に掲載。
- (4) 五十嵐頤編『レーニン教育論』275頁。
- (5) 海老原治善『現代日本教育政策史』298頁。
- (6) 明治40年11月3日、サンフランシスコで発表された在米の日本人社会主义者の文書（秋山清『日本の反逆思想』所収）。運動史上の具体的な意義は重視できない。

2 教育費と公教育の構想

労働者階級が国民教育の現状を資本主義の一産物としてとらえるばかりではなく、既存の国民教育を「国家による国民教育」として否定し、自らの教育要求を対置する場合、教育の経済的基礎を自らの労働によってつくりだしているという事実の認識こそが、彼らの要求の正当性を支える最も確かな根拠となりうるはずであった。教育費を生産する主体についての論究が労働者階級の教育要求の発生とともに存在していたということは、以上のことを事実によって示しているといえよう。

すでに述べた『労働世界』第九号には、「富者の教育上の圧制」に並んで、「無学なる者の声」が「主張」欄に掲載されていた。

「無学々々と云ふことを休めよ、無学なる者は無学なる者の罪に非ず、無学ならしむる社会の罪なり、嗚呼春秋に富む妙齡の少年をして衣食の為に奔走せしめ教育を受くる能はざる程迄に労働せしめ、而して其労働の結果たる富を享有して以て教育を受くるの余裕を得たる知識ある人よ。

無学なる者の声を聞いて果して如何なる感を為すや」⁽¹⁾

ここでは、教育の経済的基礎が労働者生産労働によ

ってつくりだされるものでありながら、そうした教育の経済的基礎を生産する労働者が逆に教育から疎外されているという状況が問題にされている。しかし、それはまだ、教育費を自らの教育要求（無償教育の実現）に正当性と可能性とを与える根拠として把握していたわけではなかった。

教育費の源泉についての論究は、「国家による国民教育」を拒否し、その対極に「人民の教育」を主張する系譜の中では、より明確に労働者こそが教育の経済的基礎を専らつくりだしているという主張として展開されていた。

「凡ての物は労働によりて造らるるものなるに、汝（学者、識者——引用者）は少なくとも学校を卒業するまでは、一物をも造らずして凡てを消費し來りし筈なれば、汝は他人労働の御陰殊に労働者の御陰によりて学問し得しものと云はざるべからず」「汝若し真理に忠なるものならば、請ふ空なる誇りを捨て、『働くものは貧乏する』てふ此の不道理不自然なる社会を改革する所以の途に志し、万人を幸福にする事業——社会主义——に全身の血と汗を投ぜよ、是汝の学と智に光榮あらしむる唯一の道也」⁽²⁾

ここでは、教育費が専ら労働者の生産労働によってうみだされること、したがって、「学と智」はこうした労働者の利益のために用いられるべきであるということが一層明確に主張されている。しかし、この論説にはそれ以上の新しい認識はつけ加えられてはいない。つまり、ここでの教育費の生産主体についての論究もまた、教育費の源泉の事実認識を自らの公教育構想に正当性と可能性との根拠を与えるものとして把握しようとしたものではなかったのである。言いかえれば、教育の経済的基礎を支える労働者が、逆に教育の機会から疎外されている現実を「不正」なこととした認識は、その否定的に現実化している教育費の成立事情の中に自らの教育要求の基礎を見い出し、公教育構想の正当性と可能性の根拠をそこに置いて兜明するまでにはいたらなかったのである。それは、国民教育の現状に対する批判が公教育の否定に帰着し、したがって自らの教育要求を実現すべき公教育の構想（「人民の教育」）は、社会の全般的な改革、社会主义の実現の後にはじめて具体的な意義をもちうるとした『平民新聞』のこの時点での公教育理論に照應したものであった。

こうした事実は、これまでの教育費の理論に対して、一つの理論的な問題を提起しているように見える。

すなわち、今日の教育費理論にもとづくならば、「国家による国民教育」を否定し、それとは異なる理念にも

とづいて教育を社会的公共的に組織化しようとする場合、教育費はこうした異質の教育の理念の正当性、歴史的必然性を検証する、一つの最も基礎的な対象ではないかとされている。堀尾輝久氏は、それを「さて、『公費』というカテゴリーは、教育分析の重要なカテゴリーであり有効な道具概念でありうる。それと同時にそれ自体、分析の対象でもある。『公費』はそれ自体、思想性をもった用語である」、「公費それ自体の本質兜明、および、公費観の変遷をたどる仕事は、教育思想史の研究上も、また教育学のカテゴリーづくりという基礎的作業にとっても重要であり、その解明は、豊かな成果を予想させる」⁽³⁾ という表現で極めて示唆に富む提起をしたのであった。

もちろん、教育費を専ら教育の一般的条件としてとらえるという例をみてもわかるように、教育費についての注目は、常に必ず教育(学)の基礎的な認識を構成するわけではない。しかし、それだけでなくさらに、こうした注目の仕方を除いてもなお教育費の認識が教育認識の基礎に位置づくようになるのは簡単なことではなかったということを、これまで検討してきた教育費論の存在（あるいは不存在）は示しているように見えるのである。「教育費は教育と社会との関係を表現する教育学上の基礎概念である」⁽⁴⁾ と主張する五十嵐顕氏によって、教育費理論に「教育学的レンズ」⁽⁵⁾ をあてたと評価された堀尾氏の提起する、上に述べたような道具概念としての公費観も、自動的には、そこでいわれるような公教育分析の有効な道具概念となるのではなかったということである。つまり、『平民新聞』論説などにみられるように、労働者だけが教育費——教育を社会的公共的に支える経済的基礎——を生産するという明瞭な認識が、そこではまだ権利としての教育という要求の理論化、公教育の構想を明確には導きえないでいるからである。言葉をかえて言えば、教育費という教育の物的基礎についての注目は、常に自動的に、それが本来有すべき教育の本質的な意義の自覚を伴っているというものではないということである。さらにつれての事実は、それが如何なる内容である、独自の公教育の構想を具体的に展開することなしには、教育費の源泉についての認識——本質兜明されるべき公費観——もまた、教育における歴史的必然的な、発展的なもの（価値）を認識する対象、ルートとなることはないことを示しているといえよう。

公教育についての具体的な展望を得て初めて教育費についての理論が教育の本質的な内容（価値）を認識するルートになるという、つての事実は、逆にいえば、こうした十分な意味での教育費の認識が公教育の構想と不可

分であることを示すものであり、したがって教育費の認識、教育費の源泉の究明の新たな内容は、公教育の新たな質の創造の科学的根拠になるという示唆を含んでいるということでもあるだろう。しかし、それは、「教育費は教育学上の基礎概念である」ことを主張する今日の公教育費理論にとって、教育費の究明が如何にして公教育の新たな質の創造に内的に関係しうるのかという課題についての歴史的検証が必要であり、こうした研究作業を媒介にすることなしには、道具概念としての教育費という規定も研究方法としての有効性、具体性をもちうるものではない、ということをも意味しているといえよう。

<注>

- (1) 「無学なる者の声」、『労働世界』第9号、明治31年4月1日。
- (2) 西川生「汝の学と智に何んの誇りありや」、週刊『平民新聞』第47号、明治37年10月2日。
- (3) 堀尾輝久「公教育の理論」、『現代教育学』第4巻、248頁。
- (4) 五十嵐頸「教育費と社会」、『現代教育学』第3巻、163頁。
- (5) 五十嵐頸「教育を受ける権利と公教育費、および教育費」、『教育』第258号、19頁。

IV 公教育要求の展開

1 政事教育と普通教育

このように国民教育批判が公教育の否定として帰結し、実現されるべき公教育の構想の究明が当面必要のないこととされた以上、教育の普及（教育をうける権利の主体の拡大）と教育の自主性（教育力量の自主的組織化）を統一する公教育構想の実現可能性を究明する努力は、それとは異った発想からの運動に求める他はないと言えよう。

公教育に対する具体的な要求は「職工教育」の必要として労働運動の最初から主張されていた。そこで「職工教育」はいわゆる職業（技術）教育が意味する生産における労働能力の陶冶というよりは、成人労働者及び幼年職工の「普通教育」の要求であり、技術というよりは精神（人格）の形成への要求であった⁽¹⁾。この要求は、成人労働者による職工教育会⁽²⁾という自己教育活動として組織される一方、工場法制定による幼年職工の教育をうける権利の保障の主張⁽³⁾として当時の教育政策に直接かかわるものであった。

日本における工場法の制定過程は、明治24年「職工の取締りおよび保護に関する件」の各商工会議所への政府諮詢からはじまるといわれるが、より直接的には明治29

年の「農商工高等会議」第一回会議に松方内閣が工場法案を諮問をしたことがきっかけであった。とくに新たに結成された労働組合期成会は、明治31年には精力的な推進運動を行い、以来、工場法の制定は労働運動のひとつの主要な目標であったが、これがともかくも議会を通過したのは明治44年のことであり、実施はさらに遅れて大正5年であった。それは日本資本主義の後進性と労働者の犠牲による苛酷な蓄積をしめす顕著な例とされている。明治44年に成立する工場法案の内容は労働者保護という本来の意義からみれば極めて後退したものであり、「雇主本位」のものすらあったが、議会政策派の『社会新聞』は「既に政府当局も政党政事家も工場法制定に向っては熱心ならず」「労働者が自ら立って要求するにあらずば何時迄も工場法は出来ざるべし」⁽⁴⁾との観点から、労働者に対してよびかけづけた。

知識階級の青年層を中心とする平民社に代表される反戦平和の運動の中で、公教育が幻想として否定されていたのとは対照的に、こうした労働者階級の状態の改善に対する執拗な努力の中で、公教育は実際的にその意義を与えられていく。その運動の指導者であった片山潜はそれを次のように「理論化」していた。

「我々は政事教育が必要である。如何に選挙権を得ても之を正当に利用するの智識と能力とがなければ駄目である。故に我々は多数国民の政事教育に努めねばならぬ、是れ今日の急務である、国民殊に労働者に政事教育を為すことは今日の焦眉の急務である。其手段方法は演説、講演に依り新聞雑誌其他の出版物に依り政事思想を教ゆるにあり我普通教育は之が土台を築くもので我々に取りては此上なき幸運である、彼等は普通教育の普及に依って政事を解する能力を養成されて居るから、一朝我々が政事運動を始むれば満天下の労働者は風靡して我が旗下に集り政治的訓練をなすことが出来るのである。」⁽⁵⁾

この論説は「冬の時代」を目前にした厳しい政治的状況下で、労働者の組織化のあらゆる可能性を利用しつくす立場から、社会主義運動の「合憲」⁽⁶⁾性を主張するものであったが、そこでは、社会民主党宣言がまだ無自覚のうちに共存させていた「人民」の自己形成（「政事教育」と公教育（「普通教育」）の課題と役割とが自覺的に連関づけられていた。

それは、それまで「教育なる者は社会的の者なり普及的の者なり、貧富貴賤を問はず苟くも生命を文明世界に受けたる者何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す」という「自然」的な権利の認識から、直ちに不平等をなくすものとしての「平等」な教育が主張されたのに

対して、平等な社会の実現とその運動にとっての普通教育の固有の意義（既存の国民教育に対する要求の意義）をも把握しようとしたものであった。さらには、公教育に対する要求の現実性が、国民教育批判によって如何なる意味でも否定にされたのに対して、これは、そうした国民教育批判をも事実上媒介にしながら、労働者階級の自己教育運動の存在と結びつくことによって、新たに公教育の意義と可能性とを認識したものであった。そこでは、実現されるべき公教育はユートピアとしてではなく具体的な目標となり、その実現構想の具体性が検討課題になり得ていたといえるであろう。

本稿の冒頭で述べた、労働者階級の教育をめぐる異質の認識とは、こうした「普通教育」に意義を与える「政事教育」の発想と「普通教育」を幻想として否定せざるを得ない「政事教育」の発想との対立を含んだものであった。そして、ここにあらわれた事実に即していえば、既存の社会における国民教育への要求に意義を見い出し、その実現可能性を追求することは、公教育の課題が人民の自己形成、自己教育運動と連関づけられることによって初めて可能となり、また、公教育との連関を必然化する人民の自己形成の運動の認識の成立を必要としていたといえるであろう。

<注>

- (1) 片山潜「労働問題の解決」、『労働世界』第6年第1号、明治35年4月3日。
- (2) 『労働世界』第63号、明治33年7月1日参照。
- (3) 片山潜「労働者のために工場法案を難ず」、『社会新聞』第62号、明治42年12月15日参照。
- (4) 片山潜「工場法案の撤回に就て労働者の決心を促す」、『社会新聞』第65号、明治43年3月15日。
- (5) 片山潜「政事と社会主義」、『社会新聞』第73号、明治43年11月15日。
- (6) 帝国憲法の範囲内でも社会主義は可能だとする主張。

2 国民普通教育と社会改革

ところで、この公教育要求が事実上、国民教育批判を媒介にしていたものであるとしても、「理論」の問題としては、なおその教育批判の質は検討に附されなければならないであろう。

議会政策派の理論的指導者として片山潜と行動を共にした田添鉄二は、その教育批判を次のようにおこなっていた。

「今日の教育制度が財産家の子弟を教育し、且つ資本家階級の手足器械たるべき賃金奴隸を制造するにある以上、文部省所轄費の大部分が、資本家階級の利益のために消費さるるものなるや疑ひなし。」⁽¹⁾

「△国民普通教育に就て熱心なるは、累代の施政者

中、吾人は現内閣を以て第一となす。

△国民普通教育の趣旨が、何れにあるかは知らざるも、事実其が人をして自意識に至らむるの勢力に於ては、何人も疑ひを容れざるべし。然り、国民教育は、今日の人民をして自己の人格を自覚せしむる所の墜道となって居る。智恵の新酒に酔ひし者の胸には、自由、平等、同情の恋ぞ生る。而して階級制度は、實に恋の正敵である。

（略）

△是れ取りも直さず、政府自身が、階級制度破壊の弾丸を、一般国民子弟の掌中に附与しつつあるのではないか。」⁽²⁾

田添はここで、存在する国民教育の質を「財産家の子弟を教育」するものであり、また「賃金奴隸を製造する」ものであるとする自覺的な批判を行い、しかもその上で、「国民普通教育」の意義を見い出していた。教育と社会及びその改革との関係の問題を「如何に眞面目に児童を教育して社会に送り出すとも社会にして今日の如く嗜合主義の社会なる以上は……瞬時に社会の為に破壊さるるを以て、教育の効力少しも無き」⁽³⁾ という形で把握することは、この時期の社会運動にとってかなり一般的なものであったと思われる。しかし、それを「国民子弟をして等しく人間としての自意識を呼び起し」「階級制度破壊の弾丸を、一般国民子弟の掌中に附与しつつある」と把握したところに田添の論説の特徴があり、それは教育が本質的に内包する「矛盾」⁽⁴⁾について自覺的であったことを意味していたといえよう。そして、それが議会政策派の「普通教育」の意義の認識へとつながっていったと思われる。この点でも議会政策派が到達した公教育要求の質は、それが海老原治善氏の指摘するように⁽⁵⁾当時の労働運動の力量の後退に規定されて社会民主党宣言のような体系的 requirement として明示し得なかったとしても、そこには教育要求の展開と呼びうる認識の深化があったといべきではないだろうか。

しかし、この田添の教育批判にも明らかのように、それはまだ国民教育の否定に帰結した「国家機構における教育分析、批判」をその到達した水準において明確に「理論」的媒介にして展開されるまでにはいたってはいなかった。この議会政策派の公教育要求における「理論」上の問題は、片山潜の場合、最も端的な形をとってあらわれている。片山は、ロシア革命を目のあたりにして、それまでの国家認識に根本的な修正を加えたといわれている。そこでは教育と国家との関係もあらたに次のようにとらえられるにいたった。

「此の機関を維持する為めに一般人民から租税を徵収

する。此等の機関を維持する為めに宗教々育会等を設け、新聞雑誌出版物を皆支配階級擁護の為に存在せしむ。而して教育を支配する。総べて上に立つ立法権を掌握して支配階級に便利なる法律を作る労働者を圧迫し言論の自由、出版の自由を束縛する。国家は上記の如き内容である。」⁽⁶⁾

この教育と国家との関係についての認識は教育を「支配階級擁護の為に」「支配階級の機関である」国家によって組織されているものとする点で、直接行動派がすでに獲得していたものと根本的に大きなへだたりはなかつたといえるであろう。そして、そうであるとすれば、「政治教育」との連関をみいだすことによって「普通教育」の意義を把握し、「普通教育」の「平等」な実現と、「政治教育」の「自由」の保障を要求してきた議会政策派の公教育構想にとって、こうした国家論への推移が如何なるものであったのかが問題であった。まさにここで獲得した国家と教育の関係をふまえながら、公教育は実現可能な目的としての具体性をもちうるのかということが自らの公教育構想の科学的究明としてなされなければならなかつたといえよう。そしてこの論説 자체が示しているように、歴史的事実としてはそれは議会政策派自身によっては行い得なかつたのである。こうした意味では、教育要求の展開としての公教育構想もまた、実現可能性の十分な論究として存在し得たわけではなかつたのである。

<注>

- (1) 田添鉄二「40年度財政予算と平民階級」、日刊『平民新聞』第12号、明治40年1月31日。
- (2) 田添鉄二「社会革命の煽動者」、日刊『平民新聞』第38号、明治40年3月2日。
- (3) 「小学校教員と社会問題」、『社会主義』第7年第7号、明治36年3月3日。
- (4) 宮原誠一「教育の本質」、『教育学論集』63頁。
- (5) 海老原治善、前掲書。
- (6) 「米国紐育通信國家論」、『解放』大正13年7月（隅谷三喜男『片山潜』所収）